

## 令和5年涌谷町議会定例会3月会議（第2日）

令和5年3月3日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 開 議

##### 1. 議事日程の報告

##### 1. 一般質問

1. 同意第 1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 報告第 1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

1. 報告第 2号 放棄した債権の報告について（農業高齢者肉用牛貸付）

1. 議案第 4号 涌谷町個人情報保護法施行条例

1. 議案第 1号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例

1. 議案第 5号 涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

1. 議案第 6号 涌谷町犯罪被害者等支援条例

1. 議案第 7号 涌谷町農業高齢者肉用牛貸付条例を廃止する条例

1. 議案第 8号 涌谷町農業高齢者肉用牛貸付基金条例を廃止する条例

1. 議案第 9号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第10号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第11号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

1. 議案第12号 涌谷町営共葬墓地条例の一部を改正する条例

1. 議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例

1. 議案第14号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例

1. 議案第15号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第16号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第18号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第19号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第20号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退

職手当組合理約の変更について

1. 議案第21号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
1. 議案第22号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
1. 議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和3年度（社総交）尾切線橋梁新設工事）
1. 議案第24号 財産の取得について（堆肥保管庫用ホイールローダー）
1. 議案第25号 町道の路線認定について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（11名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	5番	佐々木 みさ子 君
6番	稲葉 定 君	7番	伊藤 雅一 君
8番	久 勉 君	9番	杉浦 謙一 君
11番	大泉 治 君	12番	鈴木 英雅 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 稔雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	総務課長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	前沢 政次 君	町民医療福祉副センター長 兼 国民健康保険病院 総務管理課参事兼課長	木村 智香子 君
福祉課長	鈴木 久美子 君	福祉課長 子育て支援室主幹	門田 千恵 君
福祉課 子育て支援室主幹	工藤 尚美 君	健康課長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩渕 明 君	会計管理者兼 会計課参事兼課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	農業委員会 参事兼事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長 職務代理者	櫻井 信 君	教育総務課長 兼 給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。



◎一般質問

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告がありました一般質問を許可いたします。

また、昨日もお願いしておきましたが、質問は通告内容に従い、通告外の質問は行わないようお願い申し上げます。

また、よく前者の質問を聞き、答弁を十分聞いていただいて質問しますよう、よろしくお願いを申し上げます。

1番黒澤 朗君、登壇願います。

〔1番 黒澤 朗君登壇〕

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。

議長のお許しをいただいたので、さきに通告していた「今後の町内公共施設等の管理計画について」、一般質問いたします。

その前に、来週の土曜日は3月11日、東日本大震災から12年がたとうとしております。13回忌をお迎えになる被災者の皆様にご冥福をお祈りいたすところでございます。

また、昨年の2月20日に大友啓一副議長が亡くなられて、1年がたちました。私が議会議員になりたての頃は、委員会が一緒だったので、いつも隣の席にいて、様々な、議員とはこうするんだ、ああするんだと指導していただきました。ご冥福を心からお祈りするところでございます。

質問に入ります。

まず要旨1、涌谷町公共施設等総合管理計画平成21年版において、今後の計画の変更はあるのか、このままの計画なのかお聴きしたいと思います。

2番目といたしまして、現在、予想以上の少子化に伴って、幼稚園や小学校の施設の見通しを示していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） おはようございます。

今日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま黒澤 朗議員から、涌谷町公共施設等総合管理計画において、計画の変更はあるのか、このままかとのご質問でございますが、本町では昭和40年代から平成初期の期間を中心に、教育施設、町民医療福祉センターなどの公共建築物をはじめ、道路などのインフラ資産といった多くの公共施設を整備してまいりました。

しかし、これまで整備してきた公共施設の老朽化が進み、多くの公共施設が改修・更新時期を迎えております。多額の維持更新費が必要になると見込まれることから、令和3年度に施設の個別計画の策定等、内容を見直し、変更を行っております。

今後は、この現計画を推進し、計画的に公共施設の整備や維持管理を行い、長寿命化を進めることで、将来負担の軽減を図りながら、行政運営の健全性を維持したいと考えております。

私からは以上といたします。

○議長（後藤洋一君） 続いて、櫻井教育長職務代理者、ご登壇願います。

〔教育長職務代理者 櫻井 信君登壇〕

○教育長職務代理者（櫻井 信君） おはようございます。

柴教育長が健康保持のため欠席をいたしておりますので、代わりまして職務代理の櫻井がお答えを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

「予想以上の少子化に伴って、幼稚園や小学校の施設管理の見通しを示せ」という黒澤 朗議員の一般質問に対してご回答を申し上げたいと思います。

毎月の広報わくやで出生数、それからご逝去された方々の名簿を拝見するたびに、町内で生まれる方々の数の少ないことに何かこの頃は慣れてきたくらい、1桁台の赤ちゃんたちの名簿を見るたびにそう思ってきておりましたが、住民基本台帳における令和4年度中の出生数、これは何回かをお聴きになったかと思いますが、改めてお話を申し上げますと、令和5年2月末現在38名となっており、これまででは最も少ない数字ではないかなというふうに思っております。

この水準というのはどれくらいかということで、ちょっと数字を置いて見たんですが、国では80万人を切る、割り込むというような報道がなされておりますので、国民1億3,000万人に対して80万人、率にすると0.6%くらい。涌谷町では、1万5,000人に対する場合、その率でいくと92人。そうしますと、国の半分にも満たない出生数となっております。高齢化率が高い涌谷町としては、当然国並みとはいかないまでも、もう少しあるのかなと思いましたが、半分以下という状態でございます。

これまでの出生数、令和3年度から順に申し上げますと65人、2歳児が52人、3歳児が67人、4歳児が77人、5歳児が81人という状態になっております。減少傾向にあるものの、今年の落ち込み、38人プラスアルファというのは特に大きい落ち込みと言わなければなりません。

これが今後も続く、あるいは持ち直す、これはなかなか判断できるものではないんですが、国も少子化対策が

現在まとめられつつあるわけですので、その政策の遂行の結果、持ち直しが図られるというのであれば幸いだなと思っているところでございます。なお次年度以降の出生数については注視をしてみたいというふうに考えております。

様子を見るでなくて、この状況、1年間の出生数が100人を大きく下回っているという状況、これがずっとここ続いておりますし、さらに町内の幼稚園、保育所、こども園の状況が変化していることに鑑みまして、町立幼稚園の在り方について、今後広く皆様方のご意見をいただきながら、その方向性を見いだしていく必要があるというふうに考えております。

状況の変化と申しますのは、民間事業者であるこどもの丘こども園の新設、そして修紅幼稚舎の3歳児以上児の受入れの開始という民間活力の進出であります。さらに、町内に民間企業の進出、開業が予定されておりますが、これに伴う保育ニーズの期待も一部されるところであります。それらの予測をすることは今の時点ではできませんが、若干の変動を加味して、年間50人の幼児の保育ニーズが続くとした場合、現在町立幼稚園は4園ございますが、この保育能力については過剰にならざるを得ない、これははっきり申し上げることができるのではないかと思います。したがって、その4園の適正配置についても、今後早急な対応策の検討が必要というふうに考えてございます。

幼稚園も含めて学校施設の良い教育環境の保持のために、令和3年に長寿命化計画をまとめております。それに従いますと、令和5年度には涌谷第一小学校の校舎及び体育館の大規模改修が計上されておりましたのですが、今後の推移を勘案いたしまして、令和5年度の当初予算への計上を見送ったところでございます。

令和4年度の出生数約40人、この数字はこれからの教育委員会を大きく揺るがす数字となります。これに対応するため、まずは令和5年度の出生数、来年度の出生数、それから令和6年開業予定でございます民間企業の保育ニーズを把握し、幼稚園の在り方を取りまとめ、次に小学校の在り方を決定づけることが求められるのではないかとこのように現在では考えております。

町立幼稚園の配置、小学校の配置などは、まちづくりの根幹の一つであります。今後、町、議会、地域ともご相談を申し上げながら、よりよい教育環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでありますので、今後ともご助言を賜りますようお願い申し上げます、黒澤議員の一般質問に対する回答といたします。どうもありがとうございます。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） まず初めに要旨1の現在の町内施設ですが、町内におきまして非常事態宣言以前から町内施設の管理の在り方について町民から不満や要望があったと聞いております。今回、篁岳公民館、体育館において屋根の改修工事がなされることになりました。が、今ある町内施設は建てられた時代も1970年代から90年代が多く、第一小学校に至っては1965年。歴史的建造物ならまだしも、ただ古い建物を改修しながら使用している状態でございます。栗島住宅に至っては1969年の建物であります。様々な要因があるにせよ、これから次世代の町民に向けて計画的に統合や廃止をして、将来の人口サイズに合った計画を立てていかなければならないと思いますが、町長はその辺はどのようにお考えですか。質問いたします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） ただいま質問の最後のほうに「将来の人口サイズに合わせて」という言葉がございました

けれども、先ほど教育長職務代理者の話にもありますように、やはり少子化というのは想定以上に大きく進んでおります。そういったようなことが今後も続くのかということもありますので、そういった中で、いわゆる施設を計画どおりにやった場合、結局無駄になるという場合もありますので、効率的にやるためには、やはり今のところ現況をどのような形で、その流動的な現況を見極めて、そして目標を定めて財源を充てていくのかなというところが今ちょっと悩みの種でございます。このまま現状維持であれば、計画どおり当然進むわけでございますけれども、そういったような著しい人口減少があるということで、将来的にどこまで人口減少が進むのかなということで、それを見極めなければならないと思いますけれども、一方ではただいま質問にもありましたように老朽化が進んで、いつ事故というようなものにつながるかも心配がありますので、その時期をやはり早めの決断をして、多少の矛盾があっても進めなければならないものは進めなければならないと、そのように思っております。

例えば幼稚園等々のことになっても、修紅幼稚園では3歳以上の受入れ拡大、それからこども園の開設、それから、そのほかにも民間事業者が参入してくるというような話もございますので、そういったようなものを見極めながら、まずは幼稚園の在り方というものを検討しなければなりませんし、それに比例して子供たちの人口配分といえますか、そういったものを見極めながら、学校施設を新築あるいは改修というものにつなげていかなければならないというところで、ちょっと今、老朽化でなければしっかりと見極めることができますけれども、その辺、両にらみしながら、多少のことがあっても子供たちとかその施設を利用される方々に対して被害が及ばないように、早めに決断する必要もあるということで、今そういうジレンマの中で考えているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 人口減ということで、なかなか暗い話ばかりなのですが、ある程度財調も積み上がり、脱コロナに向けて、これからあらゆる総合計画的なことをつくり直す時期だと思いますけれども、昨日、3番議員の質問にもありましたけれども、例えば涌谷町の公民館やスタジアム周辺を総合スポーツ公園に改修して、3番議員が申されたとおり、国道108号線と346号線の交わる付近に飲食や地場産品などが併設する店舗を造り、定期的に朝市やイベントを開催して人を集める拠点にするとか、また温泉施設の敷地内にパークゴルフの公認コースを造り、ラウンド後には天平の湯をクラブハウス代わりに使っていただき、汗を流していただくとか、そこに職員が常駐しまして、町民の健康相談や生活相談を行うなど、町民の健康増進に役立つ拠点づくりとか、そういう前向きな事業も必要ではないかと思っております。そういうことによって、認定こども園、温泉客、パークゴルファー、あと貸し農園のお客さんたちとか、様々な年代の町民が集える拠点になるのではないかと、そういう前向きな考えは今町長はお持ちですか。お聴きたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 今質問いただきました例えばスポーツスタジアム周辺にスポーツを楽しむとか、それ以外の拠点とか、いろいろ話がありましたけれども、当然少子化とかそういったようなものではなくて、やはり私の夢としては、例えばパークゴルフですか、そういったようなところも見ますと、ご年配の方が本当に楽しんでおられます。ですから、私もそういったようなところに少しは予算を配分してやりたいなと思えますし、それから産直周辺にも、この前くがね産直の会の総会でも申しましたけれども、やはり産直の人たちだけでな

くて、お客さんも含めてそういうところに集まってくるような形の中で、品ぞろえもそろえながら、もう少しお金をしっかりと取り入れて、しかも涌谷町をアピールできるような場所に再構築したいという思いを私は常に持っております。

そういった中で、施設の維持管理費といいますか、これからどれぐらいかかるのかなとしますと、100億円ぐらいはということで考えておりますけれども、それを一時的にやるわけにはいきませんが、どのような毎年の予算配分でやるかという中で、それは守りの形の予算配分ですけれども、攻めの形というのもやはり同時進行でやらないと、衰退する一方でございますので、どういったようなことで町民の皆さんが集まっていただけのか、喜んでいただけるか、私なりにはこうあるべきだろうと思っておりますけれども、そういったような拠点づくりというのはやはり必要ではないのかなと思っております。私もいつもあっちもこっちもできないということでここまで来ましたが、ただ、できるのは1点に集中するとできるなという感じはしておりますので、そういったようなことを明るい涌谷町をつくるための突破口にしたいという考えは常に持っております。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 今の町長のお考えとか、いろいろ聴かせていただきましたけれども、口に出すからには、いつからやりますとか、ある程度の期限を切って、今後町民に示していただきたいと思っております。

一つだけお願いがあるんですけれども、様々な課題があるにせよ、町内の公共施設の改修がスムーズにいくように、営繕課を設置してはいかかかと提案いたします。各課がいろんな施設管理を持っているわけですが、なかなかやり切れないところがあるので、営繕課が中心となりまして、いろんな修繕箇所が大きくならないように、小さいうちに片づけるとか、大きいものはそこで入札をちゃんと出して修繕を完了するとか、そういうプロの目を持った施設の管理の課を設置していただきたいと思っておりますけれども、そういう考えはございますか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 産業振興でも、あるいは観光振興でも、各担当でそれぞれ役割分担してやっておりますけれども、やっぱり手取り早いのはそういったようなときにどこかしっかりとした基軸となるところがないと全体的に進まないというのがこれまででございます。そういった中で、課を横断して、常に全体の課を所管しながら、なおこういう方向でやりたい、やるべきだという、司令塔的なところがあればそれにこしたことはないと思っております。今は企画財政課とか、あるいは総務課、あるいはまちづくり推進課、生涯学習課とか農林振興課、みんな絡んでやっておりますけれども、ぜいたくを言わせていただければ、職員を多少増やしていただきながら、そういったようなところですぐにやり取りできる課があれば、それはそれでやっぱりありがたいなという感じはしておりますけれども、現実問題として本当にそういう潤沢に職員を採用して対応できるかということもございますので、今などはそれぞれの優秀な職員をコロナ対応で予防接種のほうに集めざるを得ないということもございますので、そういったようなこともございますけれども、非常に難しいなという感じはしますけれども、ただ、できればやはり機動力は抜群に違ってくるんじゃないのかなと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 副町長からも、この件に関して何か答弁ありますか。

○副町長（高橋宏明君） 今町長が言ったように、そういった指令を出せるような部署があればよろしいかと思う

んですが、一つ問題になるのが、当然そういう課であれば技術職が必要なんですが、今なかなか民間企業のほうが好調で、技術職を募集しても応募がない状況というのがあります。それで、限られた技術職を建設課に集めて仕事をしているわけですが、大規模な改修等があるとやっぱり事務職ではなかなか難しい部分があって、その部分がちょっと建設課のほうに負担になっているという部分もあるので、そういった技術職の職員採用も含めて、ちょっと組織については検討してみたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） ぜひとも技術職の方を採用いたしまして、専門的な課の創設をお願いしたいと思いません。

ただいまでもいろんな施設がございますけれども、ここは昔から悪かったんだとか、ここはこうなっていたんだとか、様々な声を聞きます。それは要するに見過ごしてきたということになって、どんどんその施設の老朽化が進んでいくと。今後どうしても大量の金を投入して直さなければいけないという事案も出てきそうでございます。そういうことから、町としては施設の管理は怠らないように今後も進めていただきたいと思います。町長にはやっぱり10年後、20年後の町民の生活を見ていただくような施策を取っていただきたいと思います。

次に2番目、予想以上の少子化に伴って、幼稚園、小学校の施設の見通しでございますが、教育委員会で作成しました涌谷町学校施設長寿命化計画の第8章に教育施設の長寿命化の実施計画が記載されております。第1期実施計画は令和11年で完了することになっておりますが、今後もこの計画を進めるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、お答えいたします。

まず、長寿命化計画につきましては、令和2年3月に策定いたしました。長寿命化計画と申しますのは、今現在ある建物を建築後80年もたせるために、定期的にといいますか、約20年ごとに大規模改修、また長寿命化改修などの手を加えて、80年建物を存続させましょうというふうな計画となっております。一応計画策定時はこのような形で、建築年度から80年もたせるまでの計画ということで立てたところでございます。

その中で、その年度ごとに各施設の改修年度等が計画されておるわけでございますけれども、その件につきましては先ほど職務代理者もちょっとお話ししたんですけれども、そのときの状況にも応じて、そのまま計画どおりにはなかなか進んでいない状況でございます。ただ、全くこれをしないというのもちょっと、せっかくの計画が意味がなくなってしまうので、その辺は十分に必要な改修の年度等を見極めながら、ある程度計画に沿った形で進められればと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 要するに計画どおりには進んでいないということになると思います。計画していたより人口減の予想が早まったことから、長寿命化計画の中で今後小学校3校に入れていくお金も、数十億円というその計画の予算があるのならば、やはり統合することも考えていかなければならないのではないかと考えております。

2020年から昨年までの新生児の数は平均して50名程度であり、今後もこの程度の出生数で推移すると仮定すれ

ば、現在ある教育施設規模は過大であると思われます。教育委員会の資料の第6章では、学校の適正規模は小学校で12から18学級、中学校では19から24学級とされているので、施設規模の適正化を検討するとしております。ただいままでそのような検討はなされてきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 櫻井職務代理者。

○教育長職務代理者（櫻井 信君） お答え申し上げます。

ただいまの小学校12から18クラス、学校規模でのいわゆる標準規模という区分になるかと思うんですが、これは1学年2クラス以上3クラスまでと。何かといいますと、クラス替えができる規模ということでございます。

昔話になって恐縮なんですが、私は平成16年、教育委員会に在職の際に前の学校適正配置計画を担当したものでございますけれども、この標準規模を目指して、当時小学校5校の適正配置はどうかということなんですが、その当時でも標準規模を得るような規模ではなかったわけです。ただ、6学年のうち二つなり三つの学年が複数学級になればというぐらいのことで計画はしたわけですが、単純に1クラス40名あるいは35名というところでいきますと、誕生する子供さん方が平均50人ということであれば、町内に一つの小学校で済むし、それが標準規模に至るということは当然でございますが、ただ、基本は西地区、東地区、箕岳地区に各1校の小学校を配置するという基本線のようなものを感じておりましたので、それで現在に至っておるわけでございます。小里小学校を箕岳小学校と併せて白山に、それから三小を二小に併せ月将館にというようなことございましたのですが、それから最終、平成23年に三小と二小の統合で月将館が誕生して、それから28年度の白山小学校の誕生まで5年、開始してから6年かかっておりますし、計画化から12年という、中に停滞する2年間がございましたが、そういったような長い期間をかけてやった第1回目の適正配置計画がございまして、その時点でもやはりこの標準規模を目指すには至らない内容でございました。そういった意味で考えますと、先ほど一般質問のご回答の中でも申し上げましたが、まちづくりの根幹の一つにもなろうかと思っておりますので、今後皆様方のご意見、お考えをお聞きしながら、方向性をつけていくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） ただいま職務代理者から町の根幹に関わる問題だということで、早期に検討に入る時期だと認識しておられるので、何とか将来の子供たちのために様々な計画、施策を考えていただきたいと思っております。将来的に5年後には涌谷町の小学生は50人しかいないときが来るわけですよね。それを3校に分散していいのか、様々な地域の親御さんたちに聴くと、1校にして、バスでも何でもいいから、ちゃんと送ってもらえばいいからと、そういう声も聴かれるところでございます。そういう意味においては、教育行政というか、町の施設でもありますし、町と一体となりまして計画を進めていただきたいと思っております。

昨日、3番議員、5番議員に対しても、町の子育て世代に対しての施策や対応を町長、担当課はるる説明しておりましたが、幼稚園や小学校を統合・新設することによりまして、将来の子育て世代の移住・定住のツールになるのではないかと、町の魅力につながるのではないかと考えております。今回、ウェルファムフーズ様も来年開業を計画されておりますが、今がチャンスだと思います。様々なテレビ、マスコミなどで事例紹介などを見ておきますと、人口増につながる子育て世代がその町に住む魅力とは、まず初めに生活が成り立つ産業があること、子供を安心して産み育てられる教育環境の充実、家族の命を守る福祉・医療の充実などが重要だと

マスコミの番組で見たことがあります。これに対して、涌谷町はある程度クリアしていることがあるんですけども、教育の充実というところがいま一步足りないかなと思って、その辺が町の挽回というか、これから外に対して売り出していくにはチャンスではないのかなと思っております。昨日、新センター長からも今後の医療・福祉について、町民に寄り添った基本方針も示されました。今後の人口サイズに合わせた町の魅力をつくり出すチャンスが今の時期に来ていると思われまますので、早期に委員会を設置して話し合っていくべきではないかと思いますが、町長はいかが思いますか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 任期が5月までしかないということで、弱い立場がありますけれども、ただ、言わせていただければ、この現状を真正面から見るのがまずは大事だろうと。したがって、議員の質問のとおり、統合すべきは統合し、そして効率のよい財政運営をします。その上で人口増加策を取る、それは涌谷町らしさを前面に出すということでございますけれども、そういった中で、増えたらば増えたなりのいい悩みとして受け止めて、そして全体として明るい涌谷に切り替えていくべきだろうと思っております。

各首長さんたちのお付き合いがありますけれども、様々な同じような悩みの中で、やはり特徴ある子供たちの教育というのがありますので、町独自の例えばダンスを教えたり英語を教えたり様々な学習に切替えていく、あるいは塾と連携してみたりというのがありますし、学校給食の無償化にしてもそういったような一歩踏み込んだ形を取っているのかなと思っておりますので、私としてはそういったような方向にやらなければ、このまま埋没してしまうという強い焦りを感じております。

今までの質問、あるいは答弁の中で、守りのような姿勢のようなやり取りに終始してまいりましたけれども、ただ、私自身が今後のことを自分の立場をわきまえないで語れば、私がそのような形にしないと、何のためのここまでの財政再建だったかということも感じております。例えばここまで財政調整基金というものを少しずつ蓄えてきましたけれども、一定の量がありましたらば、その蓄えてきたものを今度はどのような形で毎年使い分けるか、例えば2億5,000万円ぐらいの金をどのような形で振りまくことができるか、そういったようなことを私の中では考えておりますので、それをいわゆる本当の意味での投資的経費に回したいなという感じもございまして、議員おっしゃるようにやはり真正面に受け止めて、ご批判いただきながらも、例えば学校施設であれば統合すべきところは統合する、これは仕方ないことであります。それで、子供たちの中学校を見ますと、一切ひるむことなく自分の個性を発揮しているように、私はなかなか学校の中に入りませんが、子供たちのいろんな話を聴きますとそういうふうになっております。ですから、そういった中で人間教育として人の中にあつて人であるから、一定の適正規模というのは大事ですし、そのためにはしっかりと統合しなければならぬということを、現状を受け止めて、それはマイナス思考でなくて、その上で踏みとどまって、人口増加策に切り替えていくというのが最も大事なのかなと、そのように考えておるところでございます。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 町長の考えと申しますか決断と申しますか、将来の町民に向けての力強い言葉だったと思えます。ありがとうございます。

今後、子供たちの教育こそがまちづくりの基本であるという考えを教育施設を考える大前提とすべきであると思えます。施設改修の観点からのみ改修計画を立てるのではなく、涌谷町を考える教育の在り方、教育目的、

それに沿った教育環境の整備という観点を確立することこそ最も重要なことだと思います。それを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤洋一君） ご苦勞さまでした。

消毒のため、暫時休憩します。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

引き続き一般質問に入ります。

9番杉浦謙一君、登壇願います。

〔9番 杉浦謙一君登壇〕

○9番（杉浦謙一君） 9番杉浦でございます。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず、最初に子育て支援について質問をいたします。

子供の医療費について、窓口負担は平成29年度から18歳まで無料となり、所得制限撤廃となっております。まずこの点で、地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとうたっております。この点で、住民サービスの今後のことを考えると、継続するのか、伺いたいと思います。

二つ目、国民健康保険税について質問をいたします。

現在、国保税の均等割は子供については減免している状況であります。国の制度として5割を減免し、残り5割を町独自で減免をしております。この点では、県内では均等割を全額減免している自治体は少ないと思います。今後のお考えをお聴きするものであります。

また、国民健康保険法では、第1条において、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としております。社会保障をうたっているのものであります。その点の考えをお聴きしたいと思います。

そして三つ目、小中学校の学校給食費について質問をいたします。昨日も関連する質問がありましたが、改めて質問するものであります。

現在、涌谷町は児童生徒1人当たり1万円の学校給食費補助を行っております。全額無償化実施に対しては、財源の問題が大きな問題であります。また、教育の観点が大事と思いますが、学校給食の無償化に向けての町長の考えを伺って、1回目といたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君） それでは、9番杉浦謙一議員の一般質問にお答えを申し上げさせていただきます。

まず、子育て支援についての医療費助成についてでございますけれども、当町では平成29年4月から子ども医療費の対象年齢を15歳から18歳まで拡大、所得制限も廃止し、町内全ての子供への医療費助成を行ってまいりました。子育て世帯の経済的負担を軽減することは、子供を産み育てやすい環境づくりにもつながり、重要な子育て支援策の一つと捉えておりますので、窓口負担の無料化を今後も継続してまいりたいと考えております。

2点目の「国保税において子供の均等割を減免しているが、今後の考えは」とのご質問でございますが、この件につきましては、令和3年6月11日に公布されました「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、未就学児の国保税均等割について、その5割を軽減する措置が導入されております。当町といたしましても、令和4年3月会議に提案し、国保税条例の一部改正を可決いただいております。その内容といたしまして、国の制度にさらに町独自で減免を実施し、未就学児に係る国保税均等割の全額を軽減しているところでございます。

今後といたしましては、子供・子育て支援の拡充策としましても、やはり継続していくべきと考えております。

3点目の「学校給食費については、財源の問題はあるが、無償化に向けての考えは」との質問でございますが、学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達や学校給食を通じて食育や地産地消の推進を図る上で非常に重要な役割を担っているものと認識しております。

学校給食の無償化につきましては、昨年の6月会議において杉浦議員からご質問いただき、柴教育長から「一番の課題は町財政への負担が大きいことであり、町長部局と協議し、検討したい」とお答えしたところでございます。

なお、県内市町村における無償化の動向でございますが、令和5年度から新たに6市町村において、また新たに丸森町で実施する予定でございますので、計7つの自治体が実施するというところでございます。また、学校給食費の完成無償化を予定の中で、4市町村においては一部無償化や拡充などを予定しているとも聞いております。

当町におきましても、物価高騰やコロナ禍における子育て世帯の負担軽減、また給食委員の徴収事務などの負担軽減を図る上で、先生の負担を軽減する上で大変有意義であるとの考えも持っております。

現在、財政再建計画の推進中でもありますことから、今後、財源の確保や完全無償化あるいは一部無償化などの方策も含めまして、教育委員会とも十分に協議を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） では、2回目の質問をさせていただきます。

国の動向を注視いたしますと、国が子育て支援をするということで、子供の医療費窓口負担軽減、国自体が無償化の拡充を実施できれば、当町の財政負担も大きく軽減されると思うんですけれども、ばらまきではなくて、手厚い子育て支援の財政支援というのが必要だと考えております。なかなかこの点では難しい面はあると思いますが、町長はどう感じていらっしゃるか、お聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） こういったような子育て支援対策費というのは、一部だけでありますと容易でありますけ

れども、各万般にわたって子育て支援となりますと、やはり町単独ではなかなか難しいものがございます。しかしながら、やらなければやらないでこれまた大きな問題がございまして。そういったような場合は、私の考えといたしましては、まずは国あるいは県の、特に国の動向というものをしっかりと把握する必要があるかと思っております。医療費のように先行してやっても、後で財源がなくてやめてしまうというようなことがないようにするためには、やはり国の動きの分析をして、そして国よりも一歩先に町としては進みたいなど、そのような考えを持っておりますので、無償化に対しては大変な財源が発生しますけれども、それを1年あるいは2年の中で吸収して、そして国のバックアップによって先行したという事実を残して、財源負担が少なくなるようなイメージを持っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 財源の少ない中で事業を実施する、継続するというのは、なかなか並大抵のことではないなど答弁を聴いて思いました。

次に国保税の関係でございまして、答弁にもありました子供の均等割全額減免実施、これは必ずしも県内では実施が多いわけではありません。ですから、当町独自の施策、国保税の均等割減免、こういった決断をされた大きな要因というのを、町長のご所見を伺いたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） この件につきましても、決して私の発想というよりも、正直申し上げますと質問者の様々な国からの情報、担当課がそれを検討して、そしてこれに至ったということでございまして。もちろん私としてはそのような方向づけというのが大事だろうと、そのように思っておるところでございまして。やれるものはやるというのが私の考えでございまして、そういう前向きなご提言が政策となって、お返しするという、そういうことでございまして、ただ、様々な子育ての支援策をしておりますけれども、なかなか実感を持っていただけないというのが今悩みの種なのかなと思っておりますので、併せてこういう町の様々な施策をしっかりと、特に当該者であります若いお父さん、お母さん方にその実感を持っていただくためのPRというものやはり大事になってくるかなと思っておりますので、今後はそのような形で涌谷町のよいところはしっかりとアピールさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） ぜひPRと申しますか、納付書等々に説明は書いてあるんですけども、町長の答弁の中に実感が湧かない部分があると。町独自の事業は実施してはいるんですけども、町民の皆さんからするとその実感が湧いてこないという部分は確かにあるかもしれません。その点では、さらなる周知、PRを期待したいと思っております。

次に、先ほど答弁がありましたが、県内の給食費無償化をしている自治体は、この近辺ですと栗原市、令和5年からですね。南三陸町も令和5年からと。あと大郷町ですね。そういった自治体が全額無償化している自治体であります。2人目からとか、学年によって無償にするという一部無償は利府町、名取市などで実施されておるところであります。このような自治体が全額あるいは一部であれ無償化に乗り出している自治体がだんだん年々増えてきているという実態だと思います。大勢にはなっておりませんが、いずれにしろ当町は乗り遅れないようにしなければいけないと思っております。やがて学校給食無償化の時代といいたいまいしょうか、これも国・県が

財政支援を行っているわけではありません。そういった中での財政負担がかかる問題でありますので、慎重にしなければいけないとは思いますが、この点に対して遅れがないように実施できればいいなと思いますが、町長に伺いますが、近隣に乗り遅れないような施策というのは大事だと思います。その点に関しまして、町長の所見を伺いたしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） こういったようなことは町の特徴づくりでありますので、後追いというのであればあまり意味がなくなってくるということですが、そういった中で5,000万円から6,000万円ぐらいの負担が発生するわけですので、それをどのような形に変えてやるかという問題が出ております。そういった中でやるというのは、例えば町内産の農産物を町が買い上げて給食費の一部に充てるとか、あるいは半分は町で面倒を見るとか、そういったような形がまずは取りやすい形なのかなと思っております。そういった中で、先ほど申し上げましたように国の動向というものがなくて途中でやめてしまうというような形もございます。例えば過疎債を使ってやろうとしているところ、その過疎債の期限の後はどうなるのかなと思っております。ただし、財源がしっかりしている自治体は当然継続していくものだと思いますけれども、非常に厳しい中でも踏み出した自治体もございますので、それは首長あるいは関係者の皆様の要望といったようなものを加味して、一歩といいますか大きく踏み出したのかなと、そういう感じもふだんのお付き合いの中から感じておりますので、それを率直に学ばせていただいて、やはり私は前に向かって進みたいと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 財源の問題は、なかなか大変だと思います。町長の答弁、そのとおりだと思っておりますので、その点に関しましては今後期待をいたしまして、次に移らせていただきます。

財政再建計画につきまして質問をさせていただきます。

財政再建計画によりますと、資産の有効活用というのが7ページにありまして、資産の有効活用・整理統合に関する項目というのがありまして、財産の処分、土地の貸付料をどのように見直してきたのか、見直しという項目がありますので、その点に関しまして資産の有効活用、財産の処分、土地の貸付け、現在財政再建の計画の最後の年でありますけれども、見直しはできたのか、伺いたしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 「財政再建計画の期間中であるが、これまでの成果について町長の所見は」ということでございますけれども、財政再建計画推進の成果といたしましては、昨日3番議員にお答えいたしましたとおり、令和3年度の財政再建計画につきましては、達成率135.3%、金額にして約3.8億円の効果を上げております。

また、財政指標におきましては、財政再建計画前の平成30年度と比較して、経常収支比率が15.4%、将来負担比率において39.2%改善しております。

枯渇が懸念されておりました財政調整基金の残高も、令和3年度末で約10.6億円と改善しております。これも議員各位の皆様はじめ町民の皆様の本当にご理解とご協力があつての改善でありますので、深く感謝を申し上げます。

それ以外につきましても、やはりこういったようなことは外的な要因で、決して涌谷町独自の努力だけではな

くて、国の地方交付税あるいは特別交付税等々の増額とか、そういったような様々な要件もあって達成できたものと思っておりますが、やはりその過程で一番大事なのは、財政運営において緻密な守りの考え方と、時にはしっかりと攻めの考え方と、その両方を常に検討しながら進めると、そう大きくは、財政非常事態宣言に至るようなことにならないのではないのかなという実感を持ったことも、私としては効果だと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） すみません、ちょっと勘違いしまして、大綱の2番を飛ばしてしまいましたので、再度質問させていただきます。

現在、財政再建計画の実施期間中であります。令和5年度が最終年度となるわけではありますが、これまでの成果について、町長のご所見をお聴きいたします。

二つ目、財政非常事態宣言が発令されて、大変私自身も衝撃的だったと。また、町民の皆さんも、町内外に関しましても、やはり衝撃的だったのではないかと思います。

この財政非常事態宣言でありますけれども、涌谷町への効果はどのようなものであったのか、これを伺いたいと思います。

そしてまた、財政再建計画は来年度で終了となりますが、財政非常事態宣言がまた発出されるようなことがないように、予算編成も慎重にと考えるわけであります。この件につきましても町長に伺って、質問とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 1点目の「財政再建計画の期間中であるが」というご質問でございますが、これに絡みまして、先ほど答弁させていただいております。

2点目の「財政非常事態宣言について、町への効果はどのようなものか」とのご質問でございますが、予算編成時の収支不足を財政調整基金等で補う状態が続いて、財政健全化対策を講じなければ将来財政再生団体になる可能性があることから、宣言を発令いたしました。当初はいろいろとご心配をいただきましたが、私自身も当時議会にいて、大変な驚きを持って受け止めさせていただきました。

この発令により、議員各位をはじめ町民の皆様にご理解とご協力をいただきながら改善を図ったことで、基金残高の増加などにより、財政再生団体へ転落する不安も払拭できたものと考えております。

3点目の「財政再建計画が期間終了後も慎重に予算編成すべきだと考えるが、町長の所見を伺う」というご質問でございますが、杉浦議員おっしゃるとおり、財政再建期間終了後においても、また財政調整基金を取り崩す予算編成を継続した場合、数年後に再度財政非常事態宣言を発令しなければならない状況に陥ることが危惧されます。今後とも財政規律を守ることを財政運営の基本とすることが大事だとやはり考えております。

また、公共施設の老朽化が進み、先ほど来話にありましたが、今後多額の維持更新費が必要になることが見込まれることもありまして、期間終了後についてもしっかりと財政規律を守りながら、予算編成及び財政運営を行っていくことが重要であろうと思っております。

こういった考えの中で、やはり財政規律を守ることが一番の基本でありますから、時には踏み出すことも大事なのかなという私の考えも添えさせていただきまして、答弁とします。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） では、具体的になります、財政再建計画の中に資産の有効活用ということが述べられている。先ほど言った財産の処分、土地の貸付け、これを有効活用するということで、有効活用というか、減免を行っている土地貸付料の見直しを図る、財産収入の確保及び管理経費を削減すると。今、財政再建計画を実施中でありませけれども、この点に関しまして現在の状況はどうなっているのか、伺います。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） では、財産の活用状況についてお話しさせていただきます。

本議会の行政報告で報告いたしましたように、共生の森が現在事務所として使用しております土地については、今回契約が成立し、売却いたしております。

それから、ちょっと時期の見直しをお願いしたいということでございますが、万葉苑のほうもおいおい土地について購入いただくという話は現在進んでおります。

現在、福祉関係の事業を行う土地について主に無償で貸付けをしておるところですが、それぞれの事業者団体と協議をいたしまして、中には使用料を払ったのではもう事業が立ち行かないというところについては、今までどおり無償ということでの話し合いを進めております。

それ以外にも、例えば社会福祉協議会の隣の遊休地については社会福祉協議会に払下げしておりますし、ということで、なるべく遊休財産については処分を進め、ただ、その処分を進める上でも一律に処分ということではなく、それぞれの団体の事情を参酌しながら、事業のほうを進めている現状でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 一律に財産を処分するわけではないと副町長の答弁をいただきました。というより、貸している土地の財産処分を一生懸命やっているようなイメージが湧いているものですから、ちょっとお聞きしたいと思っております。

また、土地の貸付けのどういう見直しをしてきたのか。ただいつきの財産を処分、売却をするというのが中心になっているようなんですけれども、土地を貸付けすることによって収入を得るという、そういった点も検討すべきだと思いますし、とにかく相手がいることですので、財産の処分だけで済ませるのか、やはり有効に土地を貸し付けて収入を得るという点も大事だと思っております。その点ではどういった考え方で運営をされているのか、資産の運用に関しましてお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

売買か賃貸借かというお話なんです、今回の共生の森あるいは万葉苑、あるいは社会福祉協議会につきましては、賃貸借を含めての協議を行って、事業者さんのほうから購入という意味を表示いただいたことから、売買ということで進めさせていただきました。ほかにも福祉団体がございまして。その中には賃貸借で今回契約を結んでいるところもございまして。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) では、特に売買するという事で強制しているわけではないということによろしいのか、伺います。

○議長(後藤洋一君) 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) 売買ありきでの交渉ではないということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) 財政再建計画の中に、同じように「都市公園を含めた町全体の公園の在り方についても、現状を踏まえて検討します」とうたっています。都市公園を含めた公園の在り方を検討するということは、財政再建計画の中の効果としてどういうことを検討しているのか。これを読んだだけではちょっと分からない。多分、何だろうな、その前に町営住宅についての経費削減を目指すという文章とともに、公園の在り方の検討というのはどういったことなのか、ちょっと読んでも分からなかったの、どういうことを意味しているのか伺いたいと思います。

○議長(後藤洋一君) 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) この項目につきましては、都市公園となっておりますけれども、実際今終わっているのが児童公園、元城山保育所の隣にありました児童公園の廃止を行っておりまして、それについては児童遊具を撤去して、有効活用、売買できるように土地のほうは整備させていただいているところです。そういったところで財政再建計画に当たっていると考えております。

○議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) 結局のところ、やっぱり売買することに重点が置かれているような感じがするんですけども、管理もしなくていいと、経費もかからないと、最終的には売買にするのかということだと思うんですけども、この点はいかがでしょう。

○議長(後藤洋一君) 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) 町が所有している遊休地については、基本売買ということ念頭に置いております。

○議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) では、二つ目の項目でありますけれども、財政非常事態宣言の効果を伺いました。財政再建計画の効果の中で、12ページに子供の医療費助成事業見直しの項目というのがあります。この中に「健康教室等の予防活動強化により医療費の適正化を図るとともに、一部負担(ワンコイン等)の導入を検討する」とあります。ワンコイン等と、一部負担をかけるようなんですけども、この計画は今でも生きているのか、伺います。

○議長(後藤洋一君) 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) お答えいたします。

担当課としましては子育て支援室となっておりますけれども、計画当初におきましては全面無料じゃなくて500円程度の負担をいただきたいということで計画したものでございます。これについては、現在ワンコイン制度の導入についてはしておりませんので、効果というのは見ておりません。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室、門田主幹。

○福祉課子育て支援室主幹（門田千恵君） 先ほど町長答弁にもございましたとおり、所得制限の撤廃と対象年齢の拡大を継続することで考えておりますので、現在のところワンコイン化の導入のほうは見送る見込みでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） この計画が出てから、説明のときにちょっと後退ではないのかと言ったことがあります。実施している自治体もないわけではないんですけれども、やはり今無償にしている段階で、また一部とはいえ負担をかけるものを導入するというのは、やはりちょっと後退しているような感じがするので、もしこの計画が生きているのであれば、ちょっとどうなのかなと伺ったところであります。

そして三つ目ですが、町長からも答弁があったように、最初は財政調整基金が枯渇するというので、大分衝撃的な財政非常事態宣言を発令したわけでありましてけれども、現在において国保の特別会計も含めて財政調整基金が積み上がっているような状況にあるわけで、積み上がった財政調整基金、最終的に積み上がれば上がった方がいいのかもしれませんが、国保の財政調整基金もそうなんですけれども、やがては必要などころにやっぱり充てなきゃいけないと思うんですが、今後の活用に関しましてちょっと伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど一部答弁しましたけれども、どこまでもお金を積み上げればいいのかというのは、それは各家庭での個人個人の考えがみんなありますけれども、行政においては金をどう活用するかというのが使命でございますので、一定の、10%とか20%、ほかの自治体は30%、40%の自治体が多いんでございますけれども、町としては非常事態宣言の解除も視野に入れながら、やはり指導のある20%を超えたあたりで、あるいは先ほど言いましたように活用の方向に、そして組織的には絶対そういったようなお金が必要でありますので、一定量の財調というのはもちろん必要でありますけれども、これから先はどうそれを活用していくかという方向にしなければならぬと、私はそのように思っております。どのような形でも、使うために私は必死にここまで来たつもりでございますので、使わないでためておくというのは全く本末転倒の考えになりますので、それを有効利用していくと。昨日から申し上げましたように、それが人口減少対策に向けて、いわゆる子育て支援対策に向けるかというのも町民の皆様、何かそのような感じもいたしますので、そういったような形にも使っていきたいと思っております。

また、財政再建計画の見直しがありましたけれども、このワンコインというのは、医療費を普通に頂いていけばワンコインが有効ですけれども、無償化になってきたときにワンコインというのはそぐわないということで、こういったようなところは率直に見直しということになると思います。何よりも先ほど来、昨日、今日とお話ししている中で分かりますように、非常に違和感を感じているものはやはりすぐ見直すべきだなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） そうですね。国保もそうなんですけれども、予算は必要などころに必要な分、先ほど言ったように予算編成は慎重にということはそのとおりですし、ただし、やはり予算ですから、必要などころに充てるというのは普通の発想なのではないかと思います。無駄遣いしろという話ではなくて、十分に基金が積み

上がった分を町民のために返していくというのは一つの大事な施策なのではないかと思えます。その点では、町長に伺いますけれども、予算編成と、十分に町民に還元できるような、そういった住民サービスをできるようにすべきと考えますけれども、町長のお考えを伺います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 質問者同様に私もそのように思っております。ただ、ここまでは身動きの取れない状況であったということも事実でございました。そういった中で、どのような形にしていくかなどといいますと、やはり慎重に使うというのであれば、昨日、今日の議会での議論というのが最も今後の涌谷町の予算編成の在り方を位置付けているものと私は受け止めておりますので、そういった中で慎重かつ大胆に、昨日も一般質問の答弁の中で申し上げました、通常の財政状況にあれば、3年を一区切りとしますと、1年は大きく踏み込んで赤字になっても、あとの2年間でまた調整し、また1年踏み込んでという、こういう基本的な財政運営の考え方もございますので、それに倣いながら、やはり踏み込むところは踏み込むというような形の財政、それが結局は通常の財政運営であろうと思っておりますので、それを参考にしながら、積極的な行動を取れるのであれば取りたいなと思っております。（「終わります」の声あり）

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

消毒のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

引き続き一般質問をいたします。

2番涌澤義和君、登壇願います。

〔2番 涌澤義和君登壇〕

○2番（涌澤義和君） 2番涌澤でございます。

議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

項目1、前町長の町政継承の公約達成率について。

（1）公約の達成率はどのように分析しているか（計画・結果・状況について）、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君） それでは、ただいまの涌澤義和議員の一般質問にお答えを申し上げます。

「公約の達成率はどのように分析しているか」との質問でございますが、選挙公約を数字で表すのは非常に難しい面もございますが、私が掲げた6つの選挙公約のうち、特に力を入れたのが財政の立て直しと国民健康保険病院の運営改善でございます。この二つにつきましては、かなりの達成率であると私は自負しております。

財政再建計画では、令和5年度で最終年度を迎えますが、令和3年度決算において計画値の135.3%となって

おります。

国民健康保険病院の運営改善は、今、その入り口を開いたところではございますが、前沢政次先生のセンター長着任のほか、今後の医師の確保においても非常に明るい見通しがあるなど、何よりも多くの医療スタッフが目標に向かって大いなるやる気を表している状況が大変心強いものとなっております。病院事業は大きな第一歩を踏み出そうとしており、国民健康保険病院は運営改善に今大きく前進していると私は考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） では、ここで伺いますが、就任とともに計画されました「町財政再建を考える会議」を立ち上げられました。夜間の時間帯にもかかわらず、15名の委員の方はそれなりの意見を述べられて、終了しています。会議は公開でありましたが、傍聴参加者の中に辞職されました議員の方、また「考える会議」の委員の方が今回の改選に伴う町長選挙に立候補を表明しております。町長の立案で立ち上げた「考える会議」委員15名には「意見等は参考にしたい」と担当座長からも発表されましたが、現時点での報告、町報等ではしたと思いますが、15名の委員の方にも町長、報告があつていいのではないかとと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） そう考えてみますと、意見をお聴きして、何の報告あるいは御礼もなしでしたということは、私が全く不徳でございますので、その辺は深くおわびを申し上げます。

改めまして委員の皆様にご報告をさせていただきたいなど、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 公約達成につきましては、所見等で発表がございましたので、割愛させていただきます。

次に、6回目の有識者会議等を開催されましたが、諮問、答申を頂き、計画が実行に向けて進んでいると思います。

先月の17日に有識者会議報告会等が開催されましたが、この件についてお聴きします。

日時設定の主体はどこに置いたのかについてお聴かせください。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

町長。

○町長（遠藤釈雄君） 大変お忙しい各ポジションにおられる有識者の皆様でございますので、結局は藤森先生とか橋本先生、あるいは財務局とか県、そういったようなところにお伺いを立てまして、最も皆様が集まりやす

いというところに設定させていただきました。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） この時間帯に、町民の方は何名の方がご参加なされたのでしょうか。お聴かせください。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 傍聴の方々につきましては、議員の方も含めまして12名の方がおいでいただいていると記憶しております。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 一応こういう発表とか会議に関しましては、健常者ばかりじゃないと思います。会議室が2階ですと、特に高齢者の方、介助の必要な方もいらっしゃると思います。多くの町民が参加できる体制が必要ではないでしょうか。言葉だけの「町民に寄り添う」でなく、今後の対策についてお聴かせください。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 涌澤議員おっしゃるとおりで、障害がありますと、特に身体的な障害なんかでありますと、私自身も毎日そういったような思いをしておりますけれども、2階に上ったり、あるいは下りたりするのは大変な作業でございますし、あるいは私以上に非常に困難を感じている方もたくさんいらっしゃると思います。そういった中で、やはり急にエレベーターをつけるとかそういうわけにはいきませんが、対応できる範囲の中でしっかりと対応しなければならないなど、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） その辺に関しましては、今後のためにもよろしくご検討してください。

次に、財政再建に基づく予算削減、職員等の報酬削減をいつまで続けるのか。

○議長（後藤洋一君） 2番に入っているんですか。

○2番（涌澤義和君） はい、2番に入ります。すみません。

2番、要旨に関して今説明しましたが、非常事態発表でスタートし、最近では過疎地域指定と、あまりいいレベルでないこと、この辺のことは町長、庁舎職員の各自の自覚が必要と思いますが、宮城県では2市9町で、当然涌谷町もランクインしております。一部では「4市1町、隣の市町もなので、いいか」ではなく、町民の方が望んでいるレベルではないと思いますので、この辺についての検討をお聴かせください。

○議長（後藤洋一君） 大きい2番の「財政再建・病院改革を今後どのように進めるか」の（1）と（2）について、要旨、質問してください。

○2番（涌澤義和君） 項目2の（1）について、答弁をお願いします。

○議長（後藤洋一君） （1）の「財政再建に基づく予算削減、減額報酬はいつまで続けるのか」の質問でよろしいんですか。

○2番（涌澤義和君） はい。

○議長（後藤洋一君） （2）も併せて、「前沢センター長就任に伴い、今後どのように病院の改革を進めるのか」、この二つでよろしいんですね。

○2番（涌澤義和君） はい、お願いします。

○議長（後藤洋一君） では町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 「財政再建に基づく予算削減、減額報酬はいつまで続けるのか」というご質問でございます。

先ほど9番議員にもお答えしましたとおり、財政再建期間終了後においてもしっかりと財政規律を守り、予算編成及び財政運営を行っていくことが重要と考えておりますことから、歳入においては財源の確保、歳出については経費削減の継続により、安定した町政運営を目指すことを基本としてこれまでやってきましたし、今後もしたいと考えております。

また、私を含め副町長、教育長の報酬の減額につきましては、財政再建計画中は継続する所存でございます。

しかしながら、今後は町民の皆様全体がご心配されていると感じております人口減少対策や町の再活性化に向けた新たな予算づけも、将来の涌谷町のために必要であるとの考えもございますので、今後はこのような方向に進ませていただきたいなど、そのように思っているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 前沢センター長、登壇願います。

〔町民医療福祉センター長 前沢政次君登壇〕

○町民医療福祉センター長（前沢政次君） 私の就任に伴い、今後どのように病院の改革を進めるかというご質問を2番涌澤義和議員からいただきました。少しお時間をいただいて、お答えしたいと思います。

今後どのように病院の改革を進めるかということでもありますけれども、既に昨年9月に3項目の基本方針を出しております。一つ目が「地域包括ケアシステムを継続推進し、町民から信頼される病院を目指す」ということであります。これは理念の再確認ということかと思えます。今日はA4の縦の二つの図を描いた資料をお配りしておりますけれども、従来厚生労働省が、上の図ですね、「本人・家族の選択と心構え」ということを基盤にして、それぞれ包括的な薬を出すという図でございますが、これは植木鉢理論と言われておりますけれども、私は山口先生の教えを実践する中で、少し問題があるのではないかとということで、「前沢モデル」と、友人が作ってくれましたけれども、2014年11月22日にこのようなモデルを学会で発表しております。それは、やはり一番大事なのは一人一人、本人の意向・生き方、これを大事にして、それが全うできるように、我々が住まい、人間関係、そして生活支援・相談サービス、さらに縁の下の力持ちとして我々が包括的に関わっていく、そして包括的なケアサービスを一人一人が十分利用できる、これがシステムの一番大事なところではないかということで、この図を書いております。これを職員と共に共有し、かつ町民の皆様にもご理解をいただきたいというふうに願っております。

次に、2番目としまして「持続的な医療供給体制確保のため、基幹病院や地域の医療機関と連携しながら、慢性期、回復期の機能を担う」と言っております。これにつきましては、意味するところは「広域医療圏における役割の明確化」とお考えいただけたらと思います。基幹病院は大崎市民病院、石巻赤十字病院等を指しておりますし、地域の医療機関は主として町内の開業の先生方のことであります。この連携を密にして、役割を明確化して、やはりここを利用していただく患者さんに利用しやすい形をつくっていかうということでございます。

三つ目が「持続的な病院経営のため、適正な病床規模とすること」であります。これは病床を121床から99床までダウンサイジングをいたしまして、言うならば構造改革と人事のスリム化を通して、経費の削減を図ろう

というものでございます。

既に改革は進めているわけでございますけれども、私の責務といたしましては、職員が日常業務の中で具体的に何をどのように進めていくか、なぜそうするのかということ、その指針を示して、私自らも医師として実践をしていくと、そのことにあるのではないかと考えております。

少し具体的な今取り組んでいることを申し上げておきたいと思っております。

まず支出の削減でございますけれども、水光熱費等は必要経費が高騰してまいりますので、今まで以上に節約に努め、経費の余分な支出というものがないようにしていきたいと考えております。

また、人件費に関しましては、病床を縮小することによりまして、看護師を7名減ずることができます。また、医師に関しては4月から常勤医師の増員がありますので、非常勤医師の応援体制を少しずつ減じていく方針で、各医師と交渉を進めているところであります。

また、収入の増加策といたしましては、外来・入院、この患者増を目指すとともに、在宅療養患者さんたちを増やしていけたらいいなど、こういうふうを考えております。そのためには、患者さんあるいはご家族の方々の要望をよく聴き、町内医療機関や介護保険施設からの紹介を快く受け止めて、丁寧に対応し、きちんと返信もできる、そういう体制をつくっていききたいと考えております。

また、基幹病院からの逆紹介がございますけれども、これも迅速でないというお叱りを受けております。迅速に受入体制が整うように、各部署と協議を進めているところであります。このことによって、基幹病院からの逆紹介というものを増やしていけたらというふうと考えております。

また、我が病院の二次医療機関としての役割というものは、急性期医療、軽度・中等度の方々には対応しつつ、特に回復期、慢性期、あるいは町内で人生の最期を全うしたいと、最期を送りたい、あるいはみとってほしいという方々に対して、適切なリハビリテーションや緩和ケア、これを行うことによって皆様にご満足いただけるように努めていきたいというふうと考えております。

取りも直さず、他の医療機関や介護保険関連機関との連携を一層密にして、患者増を図ることが改革の大きな一歩になるのではないかとこのように考えております。

今後、職員一丸となりまして、町民の皆様から信頼され、愛される病院を目指して取り組んでまいります。

議員の皆様はじめ町民の皆様のご理解、ご支援を心よりお願い申し上げまして、ご質問への回答とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時01分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） では、始めさせていただきます。

前沢先生には資料まで頂き、大変ありがとうございました。

先生は、当町国保病院開院より北海道の病院に移られるまで当町の行政に関わっていただいた経緯がございます。活気のあった時期もあったはずでございます。昨日の先生の運営方針の発表につきまして、同僚先生との意思の合った話合いもしながら進めているという、涌谷町を忘れない意気込み、給料をカットしてでもこの病院再建にかける並々ならぬ熱意、昨日の発表に関しましても、声を詰まらせるときもございましたが、やはり前沢先生1人の力だけでは大変だと思いますので、町長をはじめとした執行部の方々のワンチーム涌谷での国保病院の再建につきまして、町長のご意見をお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） もちろん病院の改革につきましては、前沢先生1人ではそう簡単なものではないと分かっております。先ほど答弁で申し上げましたけれども、何よりも医療スタッフの方が非常に一つの方向性に向かって頑張っている、その姿がまずは一番大事だなと、そのように思っております。それで、前の横井院長先生なんかはいつもおっしゃっておられる、「どうせ仕事をするのであれば、職場は明るく、楽しく」ということを加味されて、前沢先生のカラーが一段と光るのではないのかなと、そのように思っております。

そして、ここまで厳しい状況になった病院に対しましては、私は町の努力も当然必要であろうと、そのように思っております。非常に、昨日も16億円の累積欠損金というのもありましたけれども、そういったような中でも町の手助けがもう少しできれば、それは当然少なくなるということもありましたので、これからはしっかりと、財政当局におきましても信頼の置ける数字も出てくるし、既に9月に示した中でその方向に向かうということでもありますので、そういったような病院と町の双方の努力で持続性のある国保病院というものを目指させていただきたいと思っておりますので、これはやはり話し合える、率直な意見交換の中で出てくるものと思っておりますので、私も何度も、これまでも行ってまいりましたけれども、さらに足を運んで、様々なお話をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） やはり今までは当病院は今始まろうとしているワールドベースボール9回裏、2アウト満塁、指名打者前沢先生、きれいなホームランもあると思いますが、ヒットもあると思います。デッドボールでもフォアボールでも、次のステージに進んでもらうことを切にお願いして、この質問は終わりにしたいと思います。

次に……

○議長（後藤洋一君） （1）の件はよろしいんですか。

○2番（涌澤義和君） はい、よろしいです。

項目3の大貫鉱山の金脈探査についてお伺いします。

産金の発祥の地であるという涌谷町が、新聞の見出しにも載らず、財政再建、過疎指定等、あまりよい話題がありませんでしたが、話題性は全国規模ではないでしょうか。この辺につきまして、町としてのまちおこしのため、活性化のために活用できる部署があるのではないかと思いますので、その辺について町長にお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） ただいま先日報道にありました田尻大貫から涌谷町にかけての大貫鉱山での民間企業による金脈探査の報道に関するご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

田尻大貫にある大貫鉱山の関係で、涌谷町にかけて民間企業による探査を行うことは相談を受けております。今回の探査については、地化学探査と物理探査を行うものであり、表土から30センチメートルぐらいの土をおにぎり大一つほど採取・分析して、その後、物理探査と、自然発生している電磁波を測定し、分析するということであります。このことに関しましては、地権者の同意を得て実施すると聞いており、今回、周辺住民への周知について相談を受けたものであります。

今回の探査については、環境に影響がないものであることから、地区の区長さんに探査の内容の周知について協力をいただいております。

今回の探査は、あくまで鉱山の事前調査であり、まだ採掘を始めると決まったわけではございません。そのため、今回の探査における関連企業への誘致活動とのことですが、現在のところは考えておらないところでございます。

しかしながら、涌谷町は日本初の産金の地であることから、調査によっては日本遺産などの夢のあることであり、また、採掘となれば涌谷町の活性化など、いろいろなチャンスがあると考えておりますので、関係課に情報共有させている状況でございます。もちろん今後何かの状況変化があるとき、町の活性化につながるものは怠りなく情報を収集し、議会の皆様につきましてもおつなぎを申し上げながら、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） ただいまの答弁につきましては、大変ありがたく承りたいと思います。

後出しじゃんけんではございませんが、GOLD浪漫に関しましては石巻の金華山の指定が後からなっております。でも、これもやはり乗るという気持ちで、3年ほど過ぎてから石巻のほうの手が挙がったと思いますが、その辺の町長の考え方としても、金の発祥地である涌谷町がやはり全面的に、大崎市田尻町に負けないくらいの形で涌谷町を発信していくことをお願いすることをここで最後の質問にしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 私どもから見た場合のおじいさんたちが、実は金を沢とか何かで採取して、いわゆるたばこ銭にしていたという事実もございますので、私はこの地には十分金がまだまだ埋蔵されているものと、そのように思っているところでございます。

この前、陸前高田市で日本遺産に対してシンポジウムがございました。地形的に非常に南三陸、気仙沼、陸前高田と地続きで、やはりこの地域には何らかの形でまだまだ金が埋蔵されているなど、そのように思っております。実はすごく、議員時代からでございますけれども、仮に金が埋蔵されていなくても、一つのデモンストラーションとして地質学の先生なんかは何らかの形で試掘していただいたら、話題性としては大きいなと思っ

ていましたところ、こういったような業者さんによる試掘を試みようとしている動きがございましたので、私もすごく興味を持って、その動向を見させていただいております。

日本は皆様ご存じのように749年に東大寺の大仏様のほうに鍍金を13キロほど送りました。それで終わりかという話もございました。石巻のほうからも違う見解がございましたけれども、教育委員会がしっかりとそうではないということを認識されましたので、そういった上で仲間としてお迎えしたわけでございますけれども、その後、東北大学の名誉教授の入間田先生のご講義を受けたところ、その後も金を取り続けて、毎年のように東大寺のほうに送ったという史実が確認されましたので、胸を張って日本初の産金の地であり、東大寺の大仏様をしっかりと金で塗り固めたという事実もございますので、こういったようなことに対しては、しっかりと本家本元というような自覚の下に、今後の業者様の動きを注視していきたいと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 今の件に関しましては、対応の準備等を遅れることなくお願いしまして、終わりにしたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

以上で一般質問は終わります。



#### ◎同意第1号から同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてから日程第5、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、関連がございますので一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） それでは、同意第1号から同意第4号まで、情報公開・個人情報保護条例審査会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

ただいま一括上程されました同意第1号から同意第4号までの提案の理由を申し上げます。

涌谷町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりますが、大友信一氏、笠嶋正男氏、久道好子氏、戸澤準一氏につきましては、引き続き委員に選任いたしたいので、涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めますのでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

これより同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

これより同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員、高橋勝一氏は、令和5年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き高橋勝一氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を賜りたく提案するものでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決しました。



### ◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第1号について申し上げます。

本件は、令和4年12月1日、町道上涌谷上郡線において発生した事故につきまして、和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 報告第1号、議案書につきましては6ページになります。

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

7ページ、専決処分書をご覧ください。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月13日。涌谷町長。

今回の案件につきましては、物損事故となっております。

相手方につきましては、美里町在住の男性。

事故の概要でございますが、令和4年12月1日、相手方所有の車両が町道上涌谷上郡線を走行中、道路の陥没によりタイヤ2本を損傷させたものでございます。

今回、損害賠償額・和解内容でございますが、7,000円、その余の請求を放棄するものでございます。

今回、2月13日に示談が成立したことに伴いまして、町が加入いたします損害賠償保険のほうから今回の損害額につきまして3月2日に支払いとされているところでございます。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 以上で報告は終わりました。

◇

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、報告第2号 放棄した債権の報告について（農業高齢者肉用牛貸付）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、高齢者の福祉の向上に資することを目的として行った涌谷町農業高齢者肉用牛貸付事業について、涌谷町債権管理条例第14条の規定により、町の債権を放棄したので報告するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 議案書のほうは8ページになります。

報告第2号 放棄した債権の報告について。

涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権について下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月2日。涌谷町長。

債権の名称につきましては、農業高齢者肉用牛貸付でございます。

債権放棄年月日につきましては、令和5年2月15日となります。

債権放棄の事由につきましては、第3号該当の消滅事項が7件、第5号の行方不明が1件でございます。

放棄した債権、合計8件で300万4,184円となります。

今回の農業高齢者肉用牛貸付は、現在の涌谷町肉用牛特別導入事業の前の制度で、平成19年度までの事業となります。

これまで債権として8頭分の返済のため債権管理してきたものであり、監査委員にも指摘されていた案件でもございます。

返済については、通常、貸付日から5年以内に返済があるものでありますが、この8件につきましては一部平成24年度に返済が最後となっております。

返済に関し、文書による通知や訪問による返済を求めてきており、東日本大震災以降は文書による通知も数年に数回となり、訪問も行っておりましたが、消滅時効案件となり、また行方不明案件となり、放棄することとなったものでございます。

監査委員よりご指摘があった中で、事務の遅れがあったことには責任を感じているところでございます。

現在の制度の涌谷町肉用牛特別導入事業については、現在、貸付けにおける返済の遅れ等はございませんが、今後このようなことがないよう徹底していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 以上で報告は終わりました。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第4号 涌谷町個人情報保護法施行条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、個人情報保護に関する法律が令和3年度に改正されたことに伴い、法施行条例を制定するとともに、現行の涌谷町個人情報保護条例を廃止するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第4号 涌谷町個人情報保護法施行条例でございます。

議案書につきましては9ページ、資料におきましては資料2の8ページをご覧いただきたいと思ひます。

資料をもって説明をさせていただきたいと思ひます。

資料8ページ、涌谷町個人情報保護法施行条例についてでございます。

今回の条例の制定につきましては、ただいま町長が申し上げましたように「個人情報の保護に関する法律」が令和3年度に改正されたことに伴い、今回、法施行条例を制定するものでございます。

条文におきましては、全体で5条の条文になるものでございます。

第1条、趣旨となります。この条例につきましては、個人情報の保護に関する条例の施行に関して必要なものを定めることとなります。

第2条は用語でございます。用語を規定しております。

実施機関といたしまして、今回、議会は法適用外となるため、実施機関から除かれているところでございます。そのほかの実施機関といたしましては、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業を指しております。

第3条、開示請求に係る手数料等でございます。こちらにつきましては、現行条例及び情報公開条例と同じく手数料を無料にするとともに、コピー代や郵送料等の実費負担について規定しているものでございます。現行条例と同じ取扱いとなっているものでございます。

第4条、審査会への諮問でございます。各実施機関の審査会諮問につきましては、今回、（1）といたしまして本条例の改廃について、（2）といたしまして保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置等について諮問可能であることを規定しております。

第5条、委任でございます。様式等、必要な事項を規則で定めることとされております。

附則でございます。附則におきましては、今回の施行期日、旧条例の廃止、旧条例に規定いたします職員及び受託事業者への情報漏えい等の罰則について規定、罰則については検察庁と協議をいたしたところでございます。

その他といたしましては、現行条例では請求から開示決定まで15日以内であったところ、法律では30日以内と定められております。町条例によりまして、これまでは同様15日以内に規定可能とされておりましたが、今回、

町情報公開個人情報保護審査会に諮問した結果、法に基づくことといたしました。

各実施機関につきましては、今後、規則・規程により法及び条例に基づく運用を規定いたしまして、町議会におきましては町議会個人情報保護条例を別途制定するものでございます。

議案書にお戻りいただきます。

先ほど言いました附則につきましては、今回、令和5年4月1日から施行するものとなっているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 涌谷町個人情報保護法施行条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 涌谷町個人情報保護法施行条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議発第1号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大泉 治君） それでは、議発第1号の提案理由の趣旨説明を行います。

第4号で説明がございました「個人情報の保護に関する法律」が令和3年に改正され、地方議会が適用外となったため、執行機関と差異が生じることのないように、議会独自の条例を制定するもので、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

涌谷町議会議長 後 藤 洋 一 殿

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	杉 浦	謙 一
賛成者	同	稲 葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	黒 澤	朗

詳細につきましては、事務局のほうから説明いたします。

○議長（後藤洋一君） 議会事務局長。

○議会事務局長（荒井達也君） それでは、議発第1号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例について説明いたします。

資料につきましては、議員提出議案という冊子になります。

1 ページをお開きください。

1 ページにつきましては、ただいま大泉委員長が説明した部分になります。

2 ページをお開き願います。

初めに、本条例の概要を説明いたします。

令和5年4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度につきましては、改正個人情報保護法の規程によりまして共通ルールが直接適用されることとなりますが、各地方公共団体の議会につきましては共通ルールの適用対象から除外されるため、自律的な対応に委ねられるものとされています。

現在、涌谷町議会の個人情報の保護制度は涌谷町個人情報保護条例によって規定されておりますが、改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降はその条例が廃止されることから、引き続き同水準で涌谷町議会の個人情報の保護制度を規律するため、条例を新規制定するものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

2 ページから5 ページにかけては、第1章「総則」になります。

第1条「目的」から第3条「議会の責務」につきましては、本条例の目的、定義、また議会において個人情報が適正に取扱いされるよう、必要な措置を講ずることを規定するものとなっております。

5 ページから9 ページにかけては、第2章「個人情報等の取扱い」になります。

第4条「個人情報の保有の制限等」から第16条「匿名加工情報の取扱いに係る義務」までにつきましては、個人情報の保有、利用目的の明示、不適正な利用の禁止等、取扱いについて規定するものとなっております。

9 ページから11 ページにかけては、第3章「個人情報ファイル」になります。

第17条「個人情報ファイル簿の作成及び公表」については、議会が保有する個人情報について、作成する帳簿の目的や項目等を規定するものとなっております。

11 ページから21 ページにかけては、第4章「開示、訂正及び利用停止」になります。

第1節「開示」の第18条「開示請求権」から第30条「開示請求の手数料」までにつきましては、開示の請求における手続、開示義務、開示の方法、開示請求の手数料等を規定するものとなっております。

第2節「訂正」の第31条「訂正請求権」から第37条「保有個人情報の提供先への通知」までにつきましては、個人情報の内容の訂正について、また訂正の義務等を規定するものとなっております。

第3節「利用停止」の第38条「利用停止請求権」から第43条「利用停止決定等の期限の特例」につきましては、利用停止の条件、利用停止の請求、利用停止請求に対する措置等を規定するものとなっております。

第4節「審査請求」の第44条「審理員による審理手続に関する規定の適用除外」から第46条「第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等」につきましては、個人情報の開示決定等について、審査請求適用除

外、審査会への諮問、棄却の手續等を規定するものとなっております。

21ページから22ページにかかまはては、第5章「雑則」の第47条「適用除外」から第52条「委任」までにつきまはては、苦情処理、審議会への諮問、施行の状況の公表等を規定するものとなっております。

22ページから23ページにかけて、第6章「罰則」の第53条から第57条は罰則について規定するものとなっております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとなっております。

説明は以上となります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、議案第5号 涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、個人情報保護法の改正、議案第4号の法施行条例の制定、議発第1号の町議会個人情報保護条例の制定により、変更となる審査会での調査審議項目等について整理が必要なため、改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第5号 涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては12ページ、新旧対照表につきましては1ページとなります。

新旧対照表をもって説明させていただきたいと思います。

改正の理由といたしましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げましたとおり、個人情報保護法の改正、ただいま可決をいただきました議案第4号の法施行条例の制定、また議発第1号であります涌谷町議会個人情報保護条例の制定に伴いまして、それらの文言を整理するものでございます。

新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。

議案第5号関係、涌谷町情報公開個人情報保護審査会条例新旧対照表でございます。

第2条でございます。所掌事務といたしまして、今回改正されました「実施機関」以降の文言につきまして削除、「事項を調査審議する」というところについては「調査審議を行う」という形で改正がされているところでございます。

第2条第1号におきまして、同じく文言の整理がされておりますが、「審査請求に関する事項」を今回については「諮問事項」と文言について整理されているところでございます。

第2号といたしましては、今回、個人情報保護条例が廃止となっております関係から、「個人情報の保護に関する法律」と読み替える形となっているところでございます。

また、第3号におきましても、同じく個人情報保護条例の廃止に伴いまして「涌谷町個人情報保護法施行条例」と置き換えをされているところでございます。

第4号でございます。個人情報保護条例第8条第7号の規定でございますが、こちらにつきましては、涌谷町議会の個人情報保護に関する条例として、今回、実施機関の適用除外ということになりますので、こちらの審査事項をこの項目で加えているところでございます。

第5項といたしまして、「個人情報保護条例の第31条第1項の審査請求に関する事項」を「前4号に定めるもののほか、情報の公開に関する事項」として改正がされているところでございます。

第2条第2項でございますが、次のページ、こちらにつきましても実施機関として「情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関及び個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び涌谷町議会」を改めて指定をしているところでございます。

第6条でございます。審査会の調査権限でございます。こちらにつきましても、情報公開条例等の改正がございますので、そちらについての文言を整理いたしまして、「開示決定等に係る公文書の提示」とまとめております。

また、今回について、審査会に対しての公文書の開示を求めることができないということで、こちらのほうも改めて提示されております。

第6条第2項におきまして、審査会においてということで、こちらについても審査するべき事項について規定をしております。

また、今回、第3項といたしまして追加いたし、これまでの3項、4項を4項、5項ということで繰下げをしているところでございます。

審査会におきましては、今回こちらのほうで実施機関の職員、その他関係者に対して出席を求め、又は意見を聴くことができると、必要な資料の提出を求めることができるという項目が追加されているところでございます。

第9条でございます。提出資料の写しの送付等でございますが、先ほど第6条におきまして繰り下げて第5項までになった関係がございましたので、この条項分を修正しているところでございます。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。こちらについても令和5年4月1日から施行されるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第12、議案第6号 涌谷町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、犯罪者等基本法に基づき、地方公共団体において国やその他の関係機関、民間の団体が連携して、犯罪被害者のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するために策定しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第6号 涌谷町犯罪被害者等支援条例でございます。

議案書につきましては14ページ、資料におきましては資料2の8ページをご覧くださいと思います。

資料をもって説明させていただきますので、資料2の8ページをご覧くださいと思います。

涌谷町犯罪被害者等支援条例の概要でございます。

まず、この条例を策定するに至りました背景でございますが、今回、犯罪被害者等基本法に基づきまして、各地方公共団体において整備すべきとされた条例を今回整備したものでございます。定義や基本理念のほか、町

あるいは町民の責務など、全10条で策定される条例となっております。

犯罪被害者等支援基本法につきましては平成16年に制定されておりましたが、他県におきましては構成町全て100%策定済みという県もある中、宮城県におきましては、宮城県自体は平成16年から宮城県犯罪被害者支援条例を制定していたところでございますが、県内市町村では制定がされておりませんで、そうした中、令和3年12月に大衡村が最初の「犯罪被害者等よりそい条例」として条例を策定したものでございます。

その後、宮城県警察の働きかけもございまして、県内の市町村に制定という形で動きが生じていたところでございます。

現在、新聞報道等を見る限り、3月会議終了後、仙台市を除く34の市町村が制定する見込みとなっているところでございます。

では、資料のほうで説明させていただきます。

目的及び基本理念について。

第1条「目的」でございます。「犯罪被害者等の支援の基本事項を規定」「犯罪被害者等の支援を総合的に推進」「犯罪被害者等が受けた被害の早期の軽減及び回復の実施」「犯罪被害者等が安全かつ安心して暮らせる地域社会の実現」を目指すものでございます。

第2条といたしまして「定義」でございます。「犯罪等」「犯罪被害者等」「関係機関等」「町民等」「二次的被害」など、定義をしているところでございます。

第3条といたしまして「基本理念」でございます。「個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること」「施策実施は、犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられること」「犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく総合的に提供されるよう講じられること」。

続いて、町及び町民等の責務でございます。

第4条「町の責務」といたしまして、関係機関等との相互連携と役割分担を踏まえ、支援に関する施策を総合的に推進することとされております。

第5条「町民等の責務」、「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう配慮する」「町及び関係機関等の実施する支援のための施策への協力に努めなければならない」とされているところでございます。

第6条以降については、基本的な施策についてでございます。

第6条「相談及び情報の提供等」といたしまして、「各般の問題についての相談への対応、必要な情報提供及び助言、関係機関等の連絡調整を行う」「町は、犯罪被害者等を総合的に支援を行うための窓口を設置」とされております。

第7条「見舞金等の給付」でございます。「経済的支援を行うため見舞金等の給付を行うことができる」とされております。当町におきましては、遺族見舞金、障害見舞金、死体検案用支援金を想定しております。遺族見舞金につきましては30万円、障害見舞金については10万円、死体検案費用支援金につきましては上限10万円を想定しているところでございます。

第8条「安全の確保」でございます。「町は、犯罪被害者等へのさらなる被害を防止し、その安全を確保するために防犯に係る指導・個人情報の適切な取扱いの確保等を行う」とされております。

第9条「広報及び啓発」でございます。「犯罪被害者等の状況及び支援や二次的被害防止の重要性並びに町及び関係機関等の実施する施策について、町民の理解を深めるための広報、啓発等を行う」とされております。

第10条「委任」でございます。この条例に定めるもののほか、規則に委任するものでございます。

議案のほうにお戻りいただければと思います。16ページになります。

附則でございます。施行期日といたしまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則の第2項といたしまして、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等の被害について今回適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 涌谷町犯罪被害者等支援条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 涌谷町犯罪被害者等支援条例は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

---

◇

◎議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第13、議案第7号 涌谷町農業高齢者肉用牛貸付条例を廃止する条例及び日程第14、議案第8号 涌谷町農業高齢者肉用牛貸付基金条例を廃止する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町農業高齢者肉用牛貸付条例について、報告第2号のとおり債権処理等について全て終了したため、条例を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町農業高齢者肉用牛貸付条例の廃止に合わせ、涌谷町農業高齢者肉用牛貸付基金条例について廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。（「説明省略」の声あり）

お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明省略してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 涌谷町農業高齢者肉用牛貸付条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 涌谷町農業高齢者肉用牛貸付条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

議案第8号 涌谷町農業高齢者肉用牛貸付基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 涌谷町農業高齢者肉用牛貸付基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第15、議案第9号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

平成31年度から財政再建計画の一環として減額しております特別職の給与につきまして、令和5年度も引き続き減額しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第9号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては19ページ、新旧対照表におきましては4ページとなっております。

新旧対照表をもって説明させていただきます。

ただいま町長からの提案理由にもありましたように、今回、財政再建計画の一環として減額しております特別職の給与のうち、町長、副町長、教育長においてそれぞれの割合において減額をするものとなっております。そして、令和6年3月31日まで1年間延長するものとなっております。

まず、本則でございます。

今回、第7条といたしまして「規則への委任」を加えております。

附則といたしまして、32項を削除しまして、これまでの33項を32項といたしまして、33項といたしまして令和5年度における給料月額減額等を規定しております。

今回、ただいま申し上げましたように令和4年度までにおきまして、現町長が就任いたしました令和元年度から令和5年3月31日までの間減額する措置を取っておりましたが、その減額期間を令和6年3月31日まで1年間延長するものでございます。

減額につきましては、町長が20%、副町長が10%、教育長におきましては5%の減額をしようとするものでございます。

また、34項といたしまして、令和5年2月1日付で就任いたしました病院事業管理者であります前沢政次センター長の給料月額につきまして、これまで令和5年3月31日まで給料月額から30万円を減額するとしておりましたが、その減額期間を同じく令和6年3月31日まで1年間延長するものでございます。

議案書にお戻りください。19ページになります。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第16、議案第10号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

会計年度任用職員の給与について、人事院から勧告がなされた際、正職員と同様に減額等の対応をせざるを得ないことから、条例を改正し、締結した雇用契約書の内容を遵守し、単価等、勤務条件を保障する改正を行うとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第10号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては20ページ、新旧対照表については6ページとなっております。

新旧対照表をもって説明させていただきます。

ただいま町長の提案理由にもございましたが、今回、会計年度任用職員の給与について、その取扱いについて規定するものでございます。

第25条「宿日直に係る報酬」につきまして、下線の部分でございますが、第24条を「前条」と文言の整理をさせていただきます。

今回、給与表改定の効力発生時期の特例といたしまして、附則として第5項を追加しております。

ただいま町長の提案理由にありましたように、フルタイム会計年度任用職員について、今回人事院勧告でマイナスの勧告を受けた関係で、今回4月から採用された会計年度任用職員であってもその減額の対象となり得るということもございましたので、そういったことも含めて4月1日の段階で会計年度任用職員については雇用契約書を取り交わしておりますので、こちらの雇用契約書に基づいて1年間について保障する改正を行うものとするものでございます。

議案書にお戻りいただきます。

附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第17、議案第11号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、督促手数料廃止に伴い、関連条例の条文を削除するなど、整理を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） 議案書21ページ、新旧対照表は7ページから11ページです。

議案第11号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について説明申し上げます。

本案は、督促手数料の廃止に伴い、町税条例のほか、その取扱いを規定する条例を一括して整理、改正するものでございます。

改正の内容でございますが、町税などを納期限までに納付いただけない場合、地方税法に基づき督促状を発しなければならないことが義務付けられておりますが、督促手数料については徴収することができる任意規定と位置付けられております。

これまで涌谷町では100円の督促手数料を徴収しておりましたが、令和5年4月1日から導入される地方税統一QRコードの対応を契機に、金融機関での督促手数料の追加記載処理が廃止されることなどに伴い、督促手数料を廃止するものでございます。

督促手数料廃止によりまして、手数料収入は減ることになりますが、納付業務の効率化、納税者の利便性向上にもつながるものと考えております。

新旧対照表で説明いたします。7ページをご覧ください。

第1条関係で、町税条例で督促手数料を規定する第21条を削除する改正でございます。

以下、第2条の介護保険条例から、11ページ、第7条、農業集落排水分担金条例まで、それぞれ督促手数料の文言や条文の削除、項の削除及びそれに伴う項ずれの整理などを行うものでございます。

議案書22ページをご覧ください。

附則でございますが、第1項「施行期日」として、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2項「経過措置」といたしまして、施行日前に納期限の到来した歳入に関し発布した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例によると規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第18、議案第12号 涌谷町営共葬墓地条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町営吉住共葬墓地の管理について、使用者全員で構成する管理委員会が解散したことにより、今後、町が管理を行うことから、管理料を設定するなどの改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 議案第12号 涌谷町営共葬墓地条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書は23ページ、新旧対照表は12ページをお開きください。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、涌谷町営吉住共葬墓地につきまして、今後、町が清掃等の管理を行うために要する経費分を、使用者の皆様から管理料として納めていただくための改正を行うとするものでございます。

涌谷町営吉住共葬墓地の管理につきましては、当初から使用者全員で構成する管理委員会が使用者皆様の会費により管理を行ってまいりましたが、役員の高齢化、後継者不足により解散いたしました。

今後は町が管理を行うこととするため、使用者の皆様へ管理経費分を納めていただくとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第2条につきましては、見出しを「設置」から「名称及び位置」に改めます。

第3条につきましては、「管理」についての条文を全て削除し、見出しを「使用の目的」に変更し、「目的外使用の禁止」の条文に変更します。

第8条につきましては、見出しを「管理料」とし、第1項は清掃その他の管理に要する経費として、1区画について1,500円を毎年度納付すること、第2項は年度途中の場合は月割り計算を行うこと、一月未満の端数があるときは一月に切り上げ、100円未満の端数があるときは切り捨てるものとします。

第3項は、「既に納付された管理料は還付しない」となります。

第13条「許可の取消し」に、第3号として「管理料を3年間納付しないとき」を追加し、「法令又はこの条例に違反したとき」を第4号に繰り下げるものです。

議案書23ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 涌谷町営共葬墓地条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 涌谷町営共葬墓地条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号及び議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第19、議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例及び日程第20、議案第14号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） ただいま一括上程されました議案第13号及び議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、涌谷町道路占用料条例及び涌谷町公共物管理条例において準拠して定めております道路及び公共物占用料の額について改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例と議案第14号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は24ページから30ページ、新旧対照表は14ページから27ページになります。

ただいま町長が一括で提案理由をご説明申し上げましたとおり、道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、令和5年4月1日から施行されることから、道路法施行令に準拠しております涌谷町道路占用料条例と涌谷町公共物管理条例につきまして、施行令の改正額に合わせて占用料の額を改正するものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、14ページをご覧ください。

議案第13号関係、涌谷町道路占用料条例新旧対照表になります。

左側が改正前の占用料の額、右側が改正後の占用料の額になります。

主なものでご説明いたします。

道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物で、物件の2段目、第2種電柱は「580円」から「670円」に、2段下、第1種電話柱は「340円」から「390円」、3段下、その他の柱類は「34円」から「39円」でございます。

続きまして15ページ、道路法第32条第1項第2号に掲げる物件、こちらは主に埋設管が該当となります。

1番目、外径が0.07メートル未満のものが「14円」から「16円」に、4段下、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のものは「61円」から「70円」に変更になります。

次に、24ページをお開き願います。

議案第14号関係、涌谷町公共物管理条例新旧対照表になります。

こちらは柱類の設置で、2段目、第2種電柱が「580円」から「670円」、2段下、第1種電話柱が「340円」から「390円」になります。こちらの額は、道路占用料条例と同様の変更となります。

今回の条例改正によりまして、令和5年度におきまして道路占用料でおよそ32万円、公共物占用料でおよそ2万円ほどの増額が見込まれます。

議案書にお戻り願います。

二つの条例改正につきまして、附則といたしましてこの条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第14号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第21、議案第15号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令が一部改正されたことに伴いまして、出産育児一時金の支給額を改めようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、議案第15号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は31ページ、新旧対照表は28ページをお開き願ひます。

健康保険法施行例等の一部を改正するに伴い、涌谷町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、出産に係る経済的負担を軽減するため、令和5年4月から全国一律で出産育児一時金が50万円

に引上げされることに伴い、今回改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

出産育児一時金、第5条第1項中の出産育児一時金を「50万円」に改めるものでございます。

また、併せて第5条第2項中の「前項の規定にかかわらず、」を削除するものでございます。

それでは、議案書31ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、経過措置としてこの条例の施行の日前に出産した被保険者に係る涌谷町国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第22、議案第16号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 議案第16号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は32ページ、新旧対照表は29ページをお願いいたします。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものです。

新旧対照表でご説明いたしますので、29ページをご覧ください。

第4条につきましては、子ども・子育て支援法第19条に係る改正で、以下、全ての引用箇所について条文の整理をするものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

第15条につきましては、学校教育法第25条の改正により引用箇所を改めるものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

第26条「懲戒に係る権限の濫用禁止」につきましては、子に対する懲戒権の規定を削除する改正により、該当条項を削除するものでございます。

議案書33ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日は令和5年4月1日からといたします。ただし、第26条の改正規定は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第23、議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国の省令で定める家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は34ページ、新旧対照表は41ページをお願いいたします。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保など、国の定める基準に従い、所要の改正を行うものです。

新旧対照表でご説明いたしますので、41ページをご覧ください。

第7条の2といたしまして、家庭的保育事業者等が安全計画を策定することを義務付け、第10条において他の社会福祉施設等を併せて設置する家庭的保育事業所等は、その行う保育に支障のない場合に限り、保育室及び特有の設備、専従の人員の共用を可能とするものです。

次のページをお願いいたします。

第13条「懲戒に係る権限の濫用禁止」につきましては、子に対する懲戒権の規定を削除する改正により該当条項を削除し、第14条においては、職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を実施することを努力義務として求める規定を整備するものでございます。

議案書35ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日は令和5年4月1日からといたします。ただし、第13条の改正規定は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第24、議案第18号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国の省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 議案第18号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は36ページ、新旧対照表は43ページをお願いいたします。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保など、国の定める基準に従い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表でご説明いたしますので、43ページをご覧ください。

第6条の2といたしまして、放課後児童健全育成事業者が安全計画を策定することを義務付け、第12条の2といたしまして、感染症や災害時における業務継続計画の策定時の努力義務について規定するものでございます。次のページをお願いいたします。

第13条においては、職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を実施することを努力義務として求める規定を整備するものです。

なお、附則の第3条として、第6条の2の適用について令和6年3月31日までの経過措置を規定しています。

議案書37ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日は令和5年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第25、議案第19号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第19号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和5年4月1日から涌谷町国民健康保険病院の病床数を121床から99床に変更するとともに、新たに総合診療科を開設することに伴い、条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 副センター長兼総務管理課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 議案第19号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

町長の提案理由でも申し上げましたが、改正は3点ございます。1点目が病床数を121床から99床に変更すること、2点目が診療科目に総合診療科を追加すること、3点目が文言の整理等を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしたいので、45ページをお開き願ひます。

第1条につきましては、病院事業の設置を規定する条項ですが、表の中から事業名を削除するとともに、文言の整理を行うものです。他の病院の設置条例や涌谷町の他の施設の設置条例を見ますと、設置を規定する場合は名称と位置のみを規定し、事業名を規定しているものはないことから、今回の改正に合わせて事業名を削るものです。

第2条第3項では、第1条で規定した名称に合わせるため、「国民健康保険病院」を「涌谷町国民健康保険病院」に改めるとともに、第1号の診療科目に「総合診療科」を追加するものです。

総合診療科は、2月に就任の前沢センター長が指導医と専門医資格を有しており、また、4月から赴任予定の医師も専門医資格を有していることから、追加するものです。

なお、総合診療科は、患者様の特定の臓器に着目するのではなく、地域に住むあらゆる年齢、性別の患者様の健康問題に向き合っており、診断・治療を行います。また、必要に応じて家族、生活背景、地域全体を見ていく診療科でございます。

次に、第2条第3項第2号では、許可病床数を「121床」から「99床」に改正し、内訳についても一般病床を「60床」、療養病床を「39床」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

第2条第4項及び第5項では、「老人保健施設」を第1条で定めた名称に合わせるために「涌谷町老人保健施設」に改めるものです。

第4条では、病院事業管理者の名称を正式名称である「涌谷町町民医療福祉センター長」に改めるものです。

議案書にお戻り願います。

39ページでございます。

附則ですが、1、施行期日を令和5年4月1日といたします。

2として、今回の改正に合わせて、「涌谷町町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例」について、「町民医療センター長」を「涌谷町町民医療福祉センター長」に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第20号から議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第26、議案第20号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組規約の変更について及び日程第27、議案第21号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災

害補償等認定委員会共同設置規約の変更について並びに日程第28、議案第22号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 積雄君） ただいま一括上程されました議案第20号から第22号の提案の理由を申し上げます。

本案は、共同設置する白石市外二町組合が令和5年3月31日をもって解散することから、宮城県市町村職員退職手当組合及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会と審査会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、それに係る各種規約を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（後藤 洋一君） ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤 洋一君） 異議なしの声がありますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤 洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤 洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤 洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

議案第21号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤 洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

議案第22号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第29、議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和3年度（社総交）尾切線橋梁新設工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第23号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和4年2月9日に議決をいただきました尾切線橋梁新設工事の変更となります。

本契約は、株式会社白岩建設と1,724万6,900円増額し7,180万6,900円で令和5年1月31日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約の変更契約について契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書46ページになります。

議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結になります。

令和3年度（社総交）尾切線橋梁新設工事について、下記のとおり請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1 契約の目的 令和3年度（社総交）尾切線橋梁新設工事。

2 工事場所 涌谷町字尾切地内。

3 契約金額 変更前 5,456万円。

変更後 7,180万6,900円。

4 契約の相手方 宮城県遠田郡涌谷町字六軒町裏191番地

株式会社白岩建設 代表取締役 白岩敬子。

令和5年3月2日提出。涌谷町長。

経過についてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和4年2月3日に仮契約を結び、令和4年2月9日の議会においてお認めいただきました案件となります。

その後、繰越しを行い、工期を延長しておりましたが、撤去や共通仮設運搬費などの数量の増減が生じたことから、本年1月31日に変更契約の仮契約を締結し、議会の議決を得ようとするものでございます。

工期につきましては令和5年3月31日までとなっております、繰越しを行わず、本年度中の工事の完了を行おうと

するものでございます。

なお、工事の詳細につきましては建設課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 私のほうから、工事の概要につきましてご説明いたします。

会議資料2の1ページと2ページになります。

1ページをお開き願います。

赤で塗色したところが今回の工事箇所になります。

本工事は、これまで説明があったとおり、令和4年浦谷町議会定例会2月会議で工事請負契約の締結をお認めいただき、青木川の水路管理者との協議もあり、昨年の10月から工事を行っております。

工事内容は、既設の中下道橋の架け替え工事となります。

内容は管渠、現場打ちのボックスカルバートを施工するものです。

2ページをお開き願います。

管渠のサイズになります。右側の図面の中で、内々で幅が8.1メートル、高さが2.15メートル、延長9メートルほどの管渠となります。

基礎といたしましては、口径500ミリのPHCVを、長さ30メートルのくいで、全部で16本打つものでございます。

くいの長さ、打ち場所につきましては赤で塗色した部分をご参照願います。

今回の変更の内容につきましては、仮設工での数量の増が主なものでございます。当初設計で、仮設工につきましては、水路の仮締切りを行い、排水はパイプによる水替え部分のみ計上しておりました。現場での施工性等を考慮し、くい打ち機械のヤードに係る盛土分、こちらは青木川の水路を埋立てして、くいを打つという作業のための盛土材になります。基礎ぐいを今度基礎ぐい機械のほうに運ぶためのクレーンヤード部の分、こちらの盛土が増えたことによるものでございます。また、その足場材の敷き鉄板の増によりまして、今回増額となったものでございます。本来、当初設計に計上すべき仮設工でございましたが、当初の予算の関係もありまして、仮設工においては最小限の水替え工のみ計上しておりました。

くい打ち機械の盛土分につきましては、2ページ目の左下、赤丸で示したところがくいの箇所になります。この部分につきまして、青木川水路となっておりますので、盛土によってくい打ち機械が安心・安全にできるように盛土したものでございます。

クレーンヤードにつきましては、1ページ目に戻っていただきまして、赤で塗色した左側に計画道路がございまして、塗色はしておりませんがその下の三角のところ、こちらをクレーンヤードとして盛土材を使用しております。

盛土材につきましては、両方合わせて1,400立米ほどでございまして、そのうち600立米ほどは他現場からの転用土を活用して施工しております。

敷き鉄板は1,390平方メートルほどでございます。

本変更契約につきましては、当初、令和5年浦谷町議会第2回1月会議に諮る予定で、数量並びに金額の確認

を進めてまいりました。しかしながら、上程に間に合わず、今回になってしまいました。遅れてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

本工事の施工に当たりましては、ウェルファムフーズ様の造成工事と調整を図りながら進め、また、造成工事完了後は現在進行中の建築工事並びに今後工事を行います機械設備工事と調整を図りながら施工しております。

なお、本工事終了後は、昨日行政報告をいたしました令和4年度（社総交）尾切線道路改良工事（その2）、黄色の部分になりますが、こちらの工事に着手予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和3年度（社総交）尾切線橋梁新設工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和3年度（社総交）尾切線橋梁新設工事）は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第30、議案第24号 財産の取得について（堆肥保管庫用ホイールローダー）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第24号の提案の理由を申し上げます。

本案は、堆肥保管庫で使用するホイールローダー3台を購入するものであります。

購入については、新みやぎ農業協同組合と1,732万5,000円で令和5年2月22日付の仮契約を締結したところでございますが、その物品購入について契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書47ページになります。

議案第24号 財産の取得について。

令和4年度堆肥保管庫用ホイールローダー購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1 契約の目的 令和4年度堆肥保管庫用ホイールローダー購入。
- 2 契約金額 1,732万5,000円。
- 3 契約の相手方 宮城県栗原市築館字照越大ケ原43番地1  
新みやぎ農業協同組合 代表理事組合長 大内一也。

令和5年3月2日提出。涌谷町長。

経過についてご説明申し上げます。

令和5年1月6日の指名委員会におきまして一般競争入札での執行を決定し、令和5年1月11日に入札後審査郵送方式による条件付一般競争入札を公告しております。

条件といたしましては、大崎、石巻、登米、栗原地域に本社又は支社を有する事業者について対象といたしたものでございます。

令和5年1月11日から18日まで質問を受け付けておりましたが、質問はなく、令和5年1月26日に入札書の受付を締め切り、1月27日に開札しております。

応札は1社あり、町が設定しました予定価格の制限の範囲内で有効な入札価格である新みやぎ農業協同組合を落札候補者とし、その後、入札参加資格の確認を行い、令和5年2月22日に仮契約を締結し、議会の議決を得ようとするものでございます。

納期につきましては令和5年3月31日までとしておりますが、繰越しを予定するものでございます。

なお、購入機器の詳細につきましては農林振興課長より説明いたします。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 今回納入するホイールローダーの仕様についてご説明申し上げます。

堆肥保管庫3か所を予定しておりますが、同じ仕様で3台を予定しております。

今回の仕様につきましては、約40馬力程度のキャビン仕様のホイールローダーとなります。そこにLED作業灯2灯、そのほか畜産用バケット0.8立米用を設置するものでございます。

なお、ドライブレコーダー及び盗難防止用GPSを全て兼ね備えた形で3台を導入するものでございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号 財産の取得について（堆肥保管庫用ホイールローダー）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 財産の取得について（堆肥保管庫用ホイールローダー）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第31、議案第25号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第25号の提案の理由を申し上げます。

本案は、裏桜町地内の道路について、町道として管理するため、道路法第8条第2項に基づき1路線を認定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 議案書は48ページ、会議資料は9ページをお開き願ひます。

議案第25号 町道の路線認定についてご説明申し上げます。

ただいま町長が提案理由の説明を申し上げましたが、町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

会議資料9ページをご覧願ひます。

認定する路線は、涌谷橋の江合川右側からの坂路の道路で、町道新町田沼町線と接続する道路となります。

涌谷橋は昭和51年3月に完成し、町道蔵人沖名上町線として昭和57年3月9日に町道認定され、接続する新町田沼町線も昭和57年3月9日に町道認定されております。本来ですと、その当時から現在まで形状の変更がないことから、同時に町道認定すべきであったと推察しますが、何らかの事情で路線認定されずに今日まで至っております。今般、認定漏れが分かりましたので、坂路の部分について路線認定するものです。認定漏れがあり、大変申し訳ございませんでした。

なお、認定する路線の路線番号、路線名、起点、終点、延長、幅員は議案のとおりでございますので、ご確認願ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号 町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 町道の路線認定については原案のとおり可決されました。



#### ◎散会について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

本日はこれをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



#### ◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時10分